

## 4 各種会議設置要綱及び委員名簿

### (1) 上尾市地域福祉推進協議会

#### ■上尾市地域福祉推進協議会設置要綱

平成20年12月26日市長決裁  
改正 平成23年4月1日市長決裁  
平成24年4月16日市長決裁  
平成26年3月28日市長決裁  
平成27年3月26日市長決裁

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定した上尾市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)に定められた施策の推進を図り、及び地域福祉計画(平成29年度から平成33年度までを計画期間として策定する上尾市第2次地域福祉計画をいう。次条第1項第7号及び第9条第1項第4号において同じ。)の策定に関し、市民の意見、要望等を反映させるため、上尾市地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平27.3.26・一部改正)

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域福祉計画に定められた施策の調整、推進その他の進行管理に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づき実施された施策の評価及びその見直しに関すること。
- (3) 地域福祉に関するネットワークの強化に関すること。
- (4) 地域福祉の実践事例についての調査及び広報に関すること。
- (5) 地域福祉に関する研修会、情報交換会、懇談会等の企画及び運営に関すること。
- (6) ボランティア団体その他の地域福祉の推進に資する団体の育成に関すること。
- (7) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

2 協議会は、前項の協議を行うに当たっては、社会福祉法第107条各号に掲げる事項に留意するとともに、地域福祉計画の基本理念の実現を図る観点から、その協議を進めなければならない。

(平27.3.26・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉を目的とする事業を経営する団体に属する者 3人以内
- (2) 地域において社会福祉に関する活動を行っている団体(前号に規定する団体を除く。)に属する者 5人以内
- (3) 児童生徒の教育に関する活動を行っている団体に属する者 2人以内
- (4) 上尾市社会福祉協議会の支部長 1人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し市長が必要と認める団体に属する者 7

人以内

(6) 地域福祉に関し学識経験を有する者 1人

3 市長は、前条第1項第7号に掲げる事項について協議するため必要があるときは、前2項の規定にかかわらず、市議会の議員のうちから2人を委員に委嘱することができる。

(平23. 4. 1・平27. 3. 26・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年(前条第3項の規定により委嘱された委員にあっては、委嘱された日の属する年度の3月31日まで)とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(平27. 3. 26・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもってこれらに充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第7条 協議会は、第2条第1項各号に掲げる事項を協議するため必要があるときは、関係者に対し会議への出席を要請し、その意見又は説明を聴くよう努めなければならない。

(報告)

第8条 会長は、必要に応じ、協議会における協議の成果又は状況を市長に報告するものとする。

(作業部会)

第9条 協議会に、次に掲げる事項につき実務的な作業を行わせるため、作業部会を置く。

(1) 地域福祉計画を推進するための方策に関すること。

(2) 地域福祉計画に定められた施策の実践に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画の基本理念の実現を図るために必要な事項に関すること。

(4) 地域福祉計画の策定に関すること。

2 作業部会は、前項に規定する作業を行うほか、協議会の会議に付すべき協議事項をあらかじめ整理するものとする。

3 作業部会の名称は、協働部会とする。

4 作業部会は、部会員14人以内で組織する。

5 部会員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

(1) 第3条第2項第1号から第5号までに規定する団体で委員が属しているものに所属する者(第3号に掲げる者を除く。)

(2) 地域福祉計画の策定又は推進に参加した市民

6 前項の規定に基づき委嘱された部会員の任期は、2年とする。

7 第5項の規定による部会員のほか、作業部会は、上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議設置要綱（平成19年10月31日市長決裁）第7条第2項に規定する上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループの構成員のうちから市長が任命する市職員をその部会員とする。

8 作業部会に部会長を置き、第5項及び前項の規定による部会員のうちから会長が指名する者をもってこれに充てる。

9 部会長は、第1項に規定する作業に関し一定の成果を得たとき、第2項に規定する整理を終えたときその他必要があると認めるとき、又は会長の要求があったときは、その活動の成果又は状況を会長に報告するものとする。

（平23.4.1・平24.4.16・平27.3.26・一部改正）

（謝金）

第10条 市は、委員に対し、協議会の会議に出席した日数に応じて、予算の範囲内で謝金を支給する。

（平23.4.1・旧第10条繰下、平27.3.26・旧第11条繰上）

（庶務）

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

（平23.4.1・旧第11条繰下、平26.3.28・一部改正、平27.3.26・旧第12条繰上）

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（平23.4.1・旧第12条繰下、平27.3.26・旧第13条繰上）

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年4月16日市長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（任期の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に上尾市地域福祉推進協議会設置要綱第9条第5項の規定に基づき委嘱される部会員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則（平成26年3月28日市長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日市長決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

■上尾市地域福祉推進協議会委員名簿

NO	氏名	区分	備考
1	松本悦子	社会福祉を目的とする事業を経営する団体 (H28. 3. 31 まで)	
2	土井孝次	” (H28. 4. 1 から)	
3	井上禮子	”	
4	北浦幸子	”	
5	増田功夫	地域において社会福祉に関する活動を行っている団体 (H28. 3. 31 まで)	
6	関根重夫	” (H28. 4. 1 から)	
7	鈴木玲子	”	
8	柴崎政美	” (H28. 3. 31 まで)	
9	米岡光子	” (H28. 4. 1 から)	
10	羽田浩之	”	
11	亀山順子	” (H28. 3. 31 まで)	
12	小松佳代子	” (H28. 4. 1 から)	
13	北義秀	児童生徒の教育に関する活動を行っている団体 (H28. 3. 31 まで)	
14	若林孝英	” (H28. 4. 1 から)	
15	山崎みつ江	”	
16	平田秀明	社協支部	
17	尾上道雄	地域福祉の推進に関する団体	副会長
18	廣田真理子	” (H28. 11. 30 まで)	
19	鮫嶋紀子	” (H28. 12. 1 から)	
20	大場玲子	”	
21	福島京子	”	
22	上野聡一郎	”	
23	大井川芳江	”	
24	木下大生	学識経験者	会長
25	新井金作	市議会議員 (H28. 3. 31 まで)	
26	前島るり	” (H28. 4. 1 から)	
27	秋山もえ	”	

※敬称略

任期：平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

■上尾市地域福祉推進協議会協働部会員名簿

NO	氏名	区分	備考
1	石垣好和	地域福祉推進協議会委員の構成団体	
2	千葉星子	〃	
3	阿部栄	〃	(H28.11.30まで) 部会長
4	須賀宏	〃	(H28.12.1から)
5	牛山孝雄	地域福祉計画の策定又は推進に参加した市民	
6	高橋昭	〃	
7	阿部栄	〃	(H28.12.1から) 部会長
8	小池勇	〃	
9	井上英一	〃	
10	清水さえ子	〃	
11	北原久子	〃	
12	植田幸一	〃	
13	岸浩光	市職員	
14	加藤恵一郎	〃	
15	高嶋瑞子	〃	

※敬称略

任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

## (2) 上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議設置要綱

平成19年10月31日

市長決裁

平成23年3月から改正経過を注記した

改正 平成20年5月27日市長決裁

平成23年3月31日市長決裁

平成24年4月16日市長決裁

平成26年3月28日市長決裁

平成26年5月20日市長決裁

平成27年3月26日市長決裁

### (設置)

第1条 多様化する地域福祉の課題に対し庁内における関係組織が連携して取り組むとともに、そのための調整及び情報交換を円滑に行うため、上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において「地域福祉の課題」とは、孤独死、虐待、災害時における要援護者の支援、まちのバリアフリー化、生活困窮者の自立支援その他の地域において迅速かつ適切な対応が求められている課題をいう。

(平26.5.20・一部改正)

### (組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員長及び委員21人をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部次長の職にある者(健康福祉部次長の職にある者が複数いる場合にあつては、地域福祉に関する事務を分掌する健康福祉部次長の職にある者)をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(平24.4.16・平26.3.28・平26.5.20・平27.3.26・一部改正)

### (委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 ネットワーク会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 ネットワーク会議は、ネットワーク会議を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (関係者の出席等)

第6条 ネットワーク会議は、第1条に規定する設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

### (ワーキンググループ)

第7条 ネットワーク会議に、次に掲げる事項を行わせるため、ワーキンググループを置く。

- (1) ネットワーク会議の会議に付すべき審議事項の整理に関すること。
  - (2) 地域福祉の課題の解決に向けての方策等の実務的な検討に関すること。
  - (3) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進を図るために必要な事項で委員長が指示するものの検討に関すること。
- 2 ワーキンググループの構成員は、別表第2に掲げる課に属する職員のうちから、委員長が任命する。
  - 3 ワーキンググループにチーフを置き、ワーキンググループの構成員のうちから委員長が指名する者がこれに当たる。
  - 4 第4条第1項の規定はチーフの職務について、第5条の規定はワーキンググループの会議について、前条の規定はワーキンググループについて準用する。この場合において、同条中「第1条に規定する設置の目的を達成するため必要がある」とあるのは、「第7条第1項各号に掲げる事項を行うため必要がある」と読み替えるものとする。
  - 5 チーフは、第1項第1号に掲げる事項についての会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。
  - 6 前項に定めるもののほか、チーフは、第1項第2号又は第3号に掲げる事項に関し成果を得たときはその内容を、委員長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは同項第2号又は第3号に掲げる事項についての検討の状況を、それぞれ委員長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(平26.3.28・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月27日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日市長決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月16日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日市長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月20日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平26.5.20・全改、平27.3.26・一部改正）

行政経営部納税課長 総務部危機管理防災課長 子ども未来部子ども支援課長 子ども未来部子ども・若者相談センター所長 子ども未来部保育課長 健康福祉部福祉総務課長 健康福祉部生活支援課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部高齢介護課長 健康福祉部健康増進課長 市民生活部市民協働推進課長 市民生活部消費生活センター所長 市民生活部交通防犯課長 市民生活部人権男女共同参画課長 環境経済部商工課長 都市整備部都市計画課長 都市整備部建築安全課長 上下水道部業務課長 消防本部消防総務課長 教育委員会事務局学校教育部学務課長 教育委員会事務局学校教育部教育センター所長

別表第2（第7条関係）

（平26.5.20・全改、平27.3.26・一部改正）

行政経営部納税課 総務部危機管理防災課 子ども未来部子ども支援課 子ども未来部子ども・若者相談センター 子ども未来部保育課 健康福祉部福祉総務課 健康福祉部生活支援課 健康福祉部障害福祉課 健康福祉部高齢介護課 健康福祉部健康増進課 市民生活部市民協働推進課 市民生活部消費生活センター 市民生活部交通防犯課 市民生活部人権男女共同参画課 環境経済部商工課 都市整備部都市計画課 都市整備部建築安全課 上下水道部業務課 消防本部消防総務課 教育委員会事務局学校教育部学務課 教育委員会事務局学校教育部教育センター

※あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループ会議のメンバーはプロジェクト・チーム・メンバーに同じです。



### (3) 第2次上尾市地域福祉計画策定プロジェクト・チーム設置規程

平成27年6月9日

訓令第14号

本庁

出先機関

第2次上尾市地域福祉計画

策定プロジェクト・チーム

(設置)

第1条 平成29年度から平成33年度までを計画期間とする第2次上尾市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市組織規則（昭和59年上尾市規則第11号）第6条第1項の規定に基づき、第2次上尾市地域福祉計画策定プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、地域福祉計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本方針の検討に関すること。
- (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) 基礎資料の収集に関すること。
- (4) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

(構成)

第3条 チームは、リーダー1人、サブ・リーダー2人及びメンバー17人をもって構成する。

(職務従事の形態)

第4条 リーダー、サブ・リーダー及びメンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に従事するものとする。

(協議会への報告)

第5条 チームは、地域福祉計画の案を作成したときは、その内容を上尾市地域福祉推進協議会設置要綱（平成20年12月26日市長決裁）第1条の上尾市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）に報告しなければならない。

- 2 チームは、協議会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、地域福祉計画の案の作成に関しその進捗状況を協議会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定による報告の結果に基づき、協議会がチームに対し地域福祉計画の案の内容に関し指示を行ったときは、チームは、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を再度協議会に報告しなければならない。

(関係者等との協議)

第6条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第7条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協

力を要請することができる。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

■第2次上尾市地域福祉計画策定プロジェクト・チーム・メンバー名簿

NO	部	課	職名	氏名	備考
1	行政経営部	納税課	主任	檜出紀行	
2	総務部	危機管理防災課	主査	神部秀直	H28.3.31まで
3	総務部	危機管理防災課	主任	黒須卓見	H28.4.1から
4	子ども未来部	子ども支援課	主任	石川沙希子	サブ・リーダー
5	子ども未来部	子ども・若者相談センター	主事	松田幸司	
6	子ども未来部	保育課	主事	内野美沙子	
7	健康福祉部	生活支援課	主査	岸浩光	
8	健康福祉部	障害福祉課	主事	加藤恵一郎	
9	健康福祉部	高齢介護課	主任精神 保健福祉士	高嶋瑞子	リーダー
10	健康福祉部	健康増進課	主査	関端いづみ	
11	市民生活部	市民協働推進課	主任	高澤佐知子	サブ・リーダー H28.3.31まで
12	市民生活部	市民協働推進課	主査	神部秀直	サブ・リーダー H28.4.1から
13	市民生活部	消費生活センター	主任	桑名孝徳	H28.3.31まで
14	市民生活部	消費生活センター	副主幹	大塚由美子	H28.4.1から
15	市民生活部	交通防犯課	主任	加茂洋二	H28.3.31まで
16	市民生活部	交通防犯課	主査	金子亮子	H28.4.1から
17	市民生活部	人権男女共同参画課	主査	長島友美	
18	環境経済部	商工課	主事	石川卓	
19	都市整備部	都市計画課	主事	樋口恭平	
20	都市整備部	建築安全課	技師	清宮知美	
21	学校教育部	学務課	主事	長谷川一樹	
22	学校教育部	教育センター	副主幹	赤羽洋治	
23	上下水道部	業務課	主査	金子正樹	H28.3.31まで
24	上下水道部	業務課	主任	栗原翔	H28.4.1から
25	消防本部	消防総務課	主任	池田敦史	H28.3.31まで
26	消防本部	消防総	主任	神園紳吾	H28.4.1から

任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

## (4) 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

平成15年 9月11日  
会 長 決 裁

(趣旨)

第1条 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会委員会設置規程(昭和54年規程第12号)。以下「委員会設置規程」という。第6条第2項第6号に掲げる地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

2 委員会の運営に関する事項については、委員会設置規程に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画の評価及び見直し等の計画の進行管理について審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人をもって組織する。

2 委員は、次に該当する者のうちから選出する。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 事務区長            | 1人 |
| (2) 民生委員・児童委員       | 1人 |
| (3) ボランティア連絡会を代表する者 | 1人 |
| (4) 身体障害者福祉会を代表する者  | 1人 |
| (5) 福祉施設を代表する者      | 1人 |
| (6) 支部社協を代表する者      | 1人 |
| (7) 学識経験者           | 1人 |
| (8) 本会理事            | 1人 |
| (9) 本会評議員           | 1人 |

(その他)

第4条 委員会設置規程及びこの要綱に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

■社会福祉法人上尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

NO	氏名	区分	備考
1	尾上道雄	区長会連合会	(H28.7.26から) 委員長
2	廣田眞理子	民生委員・児童委員協議会連合会 (H28.11.30まで)	
3	鮫嶋紀子	民生委員・児童委員協議会連合会 (H28.12.1から)	
4	松本悦子	身体障害者福祉会 (H28.7.25まで)	
5	土井孝次	身体障害者福祉会 (H28.7.26から)	
6	福島京子	ボランティア連絡会	
7	柴崎政美	福祉施設 (H28.7.25まで)	
8	米岡光子	福祉施設 (H28.7.26から)	
9	齋藤満	理事 (H28.7.25まで)	(H28.7.25まで) 委員長
10	金子範義	理事 (H28.7.26から)	
11	新久光三	評議員	
12	平田秀明	社協支部	
13	飯野音一	学識経験者	副委員長

※敬称略

任期：平成27年6月1日～平成29年5月31日